

社会福祉法人加茂市社会福祉協議会役員及び評議員等の報酬の支給
の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人加茂市社会福祉協議会定款第10条、第12条及び第25条並びに同定款施行細則第4条の規定に基づき役員、評議員、評議員選任・解任委員及び部会・委員会等の構成員等の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる者に適用する。

- (1) 理事、監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 定款第33条に規定する部会又は委員会の委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか当法人の運営に必要と認められた者

(役員等の報酬)

第3条 前条各号に掲げる者（以下「役員等」という。）が職務権限等に属する業務に従事したとき又は招集に応じたときは、1日を単位に支給する報酬（以下「日額報酬」という。）として2,578円をその都度又は1ヶ月ごとに支給する。

(会長の報酬)

第4条 役員等のうち会長の報酬は月を単位に支給する報酬（以下「月額報酬」という。）と前条に規定する日額報酬を支給する。

2 前項の月額報酬は1万円とし、翌月これを支給する。

3 前項の月額報酬は、その職を離れ又は死亡したときは、その当月分までの報酬を支給する。

(報酬の調整)

第5条 役員等が日額報酬の支給対象日に、他団体の業務に関連して当法人以外から日額報酬に相当する経費等「以下（当法人以外の日額報酬相当額）という。」が支給されるため正規の日額報酬を支給することが適当でないと認められるときは、当該日額報酬から当法人以外の日額報酬相当額を支給しないことができる。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会で定める。

附 則（平成29年6月8日評議員会議決）

この規程は、平成29年7月1日から施行する。ただし第3条第2項（改正後第4条第2項）に規定する月額報酬については、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年10月19日評議員会議決）

この規程は、平成29年10月19日から施行する。ただし第2条第5号及び第5条の規定は、平成29年7月1日から適用する。